



らぶらー南郷 2015

学校だより

〈第22号〉

平成27年12月22日

文責 教頭 高松 祐士

〒989-4205 美里町木間塚字高田5 Tel 0229(58)1106 Fax 0229(58)0461

http://nango-es.misato-ed.jp

特集 わたしたちの2学期！

1学期がんばったこと

三年 高橋 彩笑

わたしが2学期がんばったことは三つあります。

一つ目は、鉄ぼうです。鉄ぼうでは、この前、テストがありました。わたしは、鉄ぼうで、できるわざはあまりありません。それで毎日練習していました。それでもできないので、友だちに教えてもらいました。そしてまた練習していたら、さか上がりとあしかけ前回りもできるようになりました。テストには、まだできていないわざもありましたが、そのわざは、3学期練習したいです。

二つ目は算数です。算数では、小数、円と球、かけ算の筆算などしました。わたしは、

（今まで習ったことがくるってしまと、心ばいしました。でも、道具を使うときが本当に楽しくて、算数がすきになってきました。それがきっかけで、なんでもおぼえられるようになったのです。三つ目は学び会です。学び会では、どろぼう学校をやりました。わたしは、セリフの多い役をすることになったとき、少しからだがふるえました。ですが、毎日台本読みをしていたら、すぐおぼえだし、本番は、せいこうしたのでよかったです。

3学期はうんていなどの運動もできるようになりたいです。

2学期のおもい出

「学びいかいがんばったよ」

一ねん二くみ こんの ともき

ぼくが一ねん生になって、一ばんおもい出にのこっていることは、学びいかいです。

ぼくは、十月二十四日に学びいかいがありました。

九月にエルマーのはなしをききました。うたのれんしゅうをしました。うたはむずかしかったとおもいました。ぼくは、エルマーのやくをやりたいとおもいました。するとエルマーのやくになりました。きまったときにうれしかったです。れんしゅうのときにのぶこ先生に、

「おおきなこえだね。」

とほめられました。

ぼくは、学びいかいがんばりました。



1学期がんばったことと3学期の目標

五年 小野 越衛

ぼくが2学期で楽しかった行事や学習はたくさんあります。

行事で心に残ったことは、花山合宿の沢登りです。沢登りでは強い水の流れを逆らって登りました。登ろうとしてもすべったので友達に助けられました。流されてしまいました。水も冷たかったです。でも一生懸命登ったり仲間と助け合ったりしながら、最後まで活動できたので良い思い出になりました。

また、2学期に楽しく学習できたのは、自主勉強です。外国や日本の偉人について調べました。どんなことをしたかを調べて書くのが楽しい学習でした。僕がこれまでに調べて印象に残った人物は、ベートーベン、ビリーザキッド、ニュートン、坂本龍馬です。

自主勉強では、漢字練習や計算練習などもしましたが、人物について調べて書くことが楽しかったです。

3学期は、委員会に四年生の人たちが新しく入ってきます。ぼくは放送委員なので、機械そうさや、放送のアナウンスの仕方を分かりやすく教えてあげたいと思います。そして、今の六年生のように、楽しく穏やかな生活ができるようにしたいと思います。

「子どもを犯罪の被害から守る条例」の概要

Ⅰ 目的・定義【第1条・第2条】

<p>1) 目的【第1条】</p> <p>子どもが、その心身の未成熟のため犯罪の危険に遭遇する能力が低いことに加え、子どもを犯罪の被害から守ることについて、県、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に処罰するおそれのある行為を規制し、もって子どもが安心して安全に生活できる健全な地域社会の形成を図ること</p>	<p>2) 定義【第2条】</p> <p>① 子ども、13歳に満たない者 ② 保護監督者 イ 親権を行う者 ロ 未成年後見人 ハ 学校の職員その他の家で、子どもを現在に保護し、又は監督するもの</p>
--	---

Ⅱ 県、市民及び事業者の責務【第3条～第6条】

<p>1) 県の責務【第3条】</p> <p>県民、事業者及び市町村と連携して子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を実施し、実施すること</p>	<p>2) 市民の責務【第4条】</p> <p>① 子どもを犯罪の被害から守ることに理解を深めるよう努めること ② 県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めること</p>	<p>3) 事業者の責務【第5条】</p> <p>① その事業活動に関し子どもに対する犯罪の防止に配慮するよう努めること ② 県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めること</p>	<p>4) 情報の提供、助産その他の必要な支援【第6条】</p> <p>① 県民及び事業者が子どもを犯罪の被害から守るために行う自主的な活動を促進するため、情報の提供、助産その他の必要な支援を行うよう努めること</p>
--	--	---	--

Ⅲ 子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に処罰するおそれのある行為の禁止【第7条～第9条】

<p>禁止行為【第7条】</p> <p>保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対し、社会通念上正当な理由なく、以下の行為をすること</p> <p>① 甘言又は虚言を用いて欺かし、又は欺くような言動をすることにより、人目につかない場所又は人気がない場所へ誘い出し、又は誘い込もうとすること ② 義務のない行為を行うことを要求すること</p> <p>③ 言い掛かりをつけ、又はすごむこと ④ 身体、衣服、所持品等をつかみ、通路に立ちふさがり、又はつまようじを落とすこと</p>	<p>禁止行為を行った者が発見した場合の通報義務【第8条】</p> <p>① 禁止行為を行った者と認められる者が発見した者は、速やかに保護監督者又は警察官に通報するよう努めること ② 通報を受けた保護監督者は、速やかに警察官に通報するよう努めること</p>
<p>罰則【第9条】</p> <p>①又は②の行為を行った場合は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</p>	<p>禁止のみ罰則なし</p>

Ⅳ 適用上の注意【第10条】

この条例の適用に当たっては、県民が子どもを犯罪の被害から守るために助け合うことができる関係を損なわないよう配慮し、処罰に際する法趣旨が留意されることのないよう十分留意すること

この条例についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

宮城県環境生活部 共同参画社会推進課 TEL: 022-211-2567 FAX: 022-211-2392

子どもを犯罪の被害から守りましょう

子どもを犯罪の被害から守る条例
が平成28年1月1日から施行されます。



宮城県
Miyagi Prefectural Government

「子どもを犯罪の被害から守る条例」の概要

県、市民、事業者の責務が定められました

Ⅰ 県の責務

県民、事業者及び市町村と連携して、子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を実施する

Ⅱ 市民の責務

- ① 子どもを犯罪の被害から守ることに理解を深めるよう努める
- ② 県、市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努める

【責務の具体的な内容】～できる範囲で下記のような取組に御協力をお願いします～

- ・家庭において、子どもが犯罪の被害に遭わないために話し合う
- ・子どもの防犯に関する情報を広げる
- ・「学校安全ボランティア」や「子ども110番の家」、「青色防犯パトロール」などの地域で行われている防犯活動に積極的に参加する



新たに以下の行為が禁止されます

Ⅰ 禁止される行為

保護監督者(親権者、学校の職員など)が直ちに危害を排除できない状態にある13歳未満の者に対し、次の行為を行うこと(防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除きます)

- ① 甘言(虚言)を用いて(感ずす/欺く)ような言動をすることにより、人目につかない場所(人気がない場所)へ(誘い出そう/誘い込もう)とすること



(例)「面白いおもちゃを持っているから、あっちで一緒に遊ぼう」「お父さんが事故に遭ったから、車で迎えに行こう」などと声をかけて、人目につかない場所や人気がない場所へ誘う

- ② 義務のない行為を行うことを要求すること

(例)「名前と住所を教えてください」としつこく要求する



Ⅲ 事業者の責務

- ① 事業活動に関し子どもに対する犯罪の防止に配慮するよう努める
- ② 県、市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努める

【責務の具体的な内容】～できる範囲で下記のような取組に御協力をお願いします～

- ・夜間に子どもだけで店舗内にいるような場合に帰宅を促す
- ・子どもを犯罪の被害から守ることについての社員教育を実施する
- ・「子ども110番の家」、「青色防犯パトロール」などの地域で行われている防犯活動に積極的に参加する



- ③ 言い掛かりをつけ、又はすごむこと

(例)「誰に断って遊んでいるんだ、ここは俺の公園だ」と声をかけて監視をつける



- ④ 身体、衣服、所持品等をつかむこと

(例) 下校中の小学生のランドセルをつかむ



- ⑤ 通路に立ちふさがり、又はつまようじを落とすこと

Ⅳ 罰則

上記の禁止行為のうち、③から⑤までの行為を行った場合、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料が科されます

Ⅴ 禁止行為を行った者が発見した場合の通報義務

- ① 禁止行為を行った者が発見した場合は、速やかに保護監督者又は警察官に通報するよう努めてください
- ② 通報を受けた保護監督者は、速やかに警察官に通報するよう努めてください

【県民、事業者の皆様へのお願い】

本条例は、
・登下校の見守り活動中に行う子どもたちへの挨拶
・危険な行為をしている子どもへの注意喚起
・公園や空き地、人通りの少ない路地等一人で遊びをしている子どもへの注意喚起
といった善意の声かけ等を規制するものではありません。
地域社会全体で子どもを守る活動がより一層活性化することを目指すものですので、子どもの健全育成のための声かけ等は積極的に行っていただきますようお願いいたします。

